# 吹田市広告掲載要領

制　　定　　平成 19 年 9 月 13 日
最近改正　　令和 2年 4月　1日

（目的）

第１条　この要領は、 市が保有し、又は市長が管理する資産等( 以下「資産等」という。)を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）により、市の自主財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（広告媒体）

第２条　広告掲載の対象となる広告媒体は、資産等のうち次に掲げるものから、市長が広告媒体として活用することを決定したものとする。

(1) 市が発行する刊行物及び印刷物
(2) 市のホームページ
(3) その他広告媒体として活用できるもの

（広告掲載の基準）

第３条　次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

(1)　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
(2)　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
(3)　政治性のあるもの
(4)　宗教性のあるもの
(5)　社会問題についての主義主張
(6)　個人又は法人の名刺広告
(7)　美観風致を害するおそれがあるもの
(8)　公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
(9)　その他、広告として不適当であると市長が認めるもの

２　前項に定めるもののほか、広告掲載の基準については、別に定める。

（広告の掲載場所、規格等）

第４条 次に掲げるものについては、広告媒体ごとにその性質に応じて、別に定めるものとする。

(1) 広告の掲載場所、規格及び掲載時期等の広告掲載の取扱に関する必要事項
(2) 広告の掲載料
(3) 広告の募集方法
(4) 広告掲載の承認

（広告主の責任等）

第５条　掲載された広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

２ 広告主は、その広告に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

３ 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

（審査機関）

第６条　広告を適正に掲載するため、吹田市広告審査委員会（ 以下「審査会」という。）を設置する。

２　審査会の委員長は行政経営部企画財政室長を、委員は総務部広報課長、行政経営部企画財政室参事、市民部市民総務室参事（広聴担当）、同部人権政策室参事、都市魅力部地域経済振興室参事（商業担当）及び地域教育部青少年室参事（青少年活動サポートプラザ所長）をもって充てる。

３ 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第７条　審査会の会議は、広告掲載の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が召集する。

２ 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

３ 審査会の会議は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

４ 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

５ 委員長は、広告掲載を行うそれぞれの資産等を所管する部局の課長相当職員を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

６ 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

７ 審査会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

（委任）

第８条　この要領の施行について必要な事項は、行政経営部長が別に定める。

附　則

この要領は、平成19年9月13日から施行する。

附　則

この要領は、平成19年11月12日から施行する。

附　則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成23年10月12日から施行する。

附　則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附　則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。